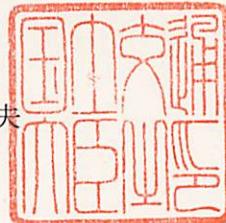


国住街第59号
令和5年7月4日

行政文書不開示決定通知書

林 弘法律事務所 弁護士 山中 理司 殿

国土交通大臣 斎藤 鉄夫



令和5年6月2日付けで請求され、同月7日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

建築協定で障害者グループホームの設置を禁止することが建築基準法73条1項1号の「建築協定の目的となつてゐる土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。」に該当するかどうかが分かる文書(最新版)

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書は、作成・取得をしておらず、不存在である。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求することができます(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局市街地建築課

大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 (代表)